

**令和6年度川口市立榛松中学校
いじめの防止等のための基本的な方針**

川口市立榛松中学校

目次

はじめに.....	1
第1 榛松中学校基本方針の策定.....	1
第2 いじめの防止等のための対策に関する事項.....	2
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策.....	2
(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	
(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置	
2 重大事態への対処.....	6
(1) 重大事態への対処の流れ	
(2) 川口市教育委員会又は本校による調査	
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項.....	10
<資料> 年間行事予定.....	11

はじめに

本校では、朝の声かけ運動による生徒の観察や、生徒対象の学校生活アンケートを通して早期発見、解決、事後指導に取り組んできた。また、生徒会を中心に、いじめゼロに向けた取り組みを通して、生徒が主体となっていじめの撲滅、防止に取り組んできた。

川口市立榛松中学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「榛松中学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的で国、県、市、学校、家庭、地域、その他の関係者が連携し、いじめ問題の解決に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1 榛松中学校基本方針の策定

法

第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針、県の基本方針、市の基本方針を参酌し、本校の実情に応じて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

榛松中学校基本方針では、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的におこなわれるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証、見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止等に資する啓発活動、教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、榛松中学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込む。

具体的には、以下のとおりとする。

- ① いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制の策定に当たり、自校の課題を認識し、教職員や学校関係者で共通理解を図る。
- ② 生徒（児童生徒）や家庭・地域と連携し、いじめの防止に努める。
- ③ 全教職員で生徒の様子や変化等を共有できるように、風通しのよい職場環境づくりに努めると共に、学校生活に関するアンケートの実施等により実態把握に努める。
- ④ 学年の職員を中心に全職員で対応し、その後の見届けをおこなう。
- ⑤ 学校評議員等の外部からの意見を次年度に生かせるように、生徒指導部会等で方向性を検討し、基本方針の見直しを図る。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

法

第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「榛松中学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。

問題対策委員会は、本校の生徒指導部会を母体とし、管理職、生徒指導主任、各学年の生徒指導担当、養護教諭、相談員、スクールカウンセラーで構成される。また、個々の事案に応じて学級担任や部活動の顧問等も加えることができるものとする。

問題対策委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

問題対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、必要な場合には公平性、中立性を確保するため、川口市教育委員会との連携を図る。

ただし、川口市教育委員会が本校における調査が困難と判断した場合には、川口市教育委員会の川口市いじめ問題調査審議会による調査を行うものとし、その調査に協力する。

また、いじめの未然防止、早期発見の実行化とともに、教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるために、生徒と最も接する機会や目的を十分に果たせるような人員配置をするなど、組織の構成を適宜工夫、改善できるよう柔軟な組織とする。

問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ① 生徒指導主任は、年間計画の作成、実行、検証、修正をし、「いじめの起きにくい」「いじめを許さない」環境づくりの中核を担う。
- ② 情報の収集と記録は担任または担当学年の職員とする。また情報の共有を行う役割は学年主任または学年の生徒指導担当とする。
- ③ いじめの疑いに係る情報があった時の対応を組織的に実施するにあたっては、教頭または生徒指導主任が中核となる。
- ④ いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導体制、方針を決定し、保護者と連携した対応を組織的に実施する。

(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は川口市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、対処等にあたる。

○ いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。発達の段階に応じて、生徒がいじめの問題を自分の事として捉え、考え、議論することで、正面から向き合える実践的な取組や、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象になりうる実例を示すなどの取組を行う。具体的に以下のような取組を行う。

- ① 『きらり川口いじめゼロ中学生サミット』からの「いじめ根絶宣言」や川口市いじめ問題対策協議会からの提言などを踏まえ、全校をあげていじめの未然防止、根絶に取り組む。
- ② 『ライフスキルかわぐち』を活用するなどして、集団の一員としての自覚や自尊感情をはぐくみ、心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけ、互いを認め合える人間関係、学校環境をつくる。
- ③ 人権ビデオや資料等を活用し、生徒の人権に対しての正しい理解と人権感覚の育成に努める。

以上の取組を通して、生徒たち自身が「いじめを許さない」という気持ちをもつと共に、生徒たち同士が互いに声を掛け合い、行動に示していくなど、いじめを容認させない環境づくりを進めていく。

○ 教師の言動、姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「普段の学校生活での指導」である。いじめを未然に防ぐことや、いじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教職員一人一人が普段の指導について謙虚に振り返り、改善し、実践する必要がある。そして、もっとも重要なことはいじめられている生徒の立場で指導・支援をおこなうことである。

自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持ち、生徒の出すサインをあらゆる機会を捉えて見逃さずに、生徒の悩みを親身になって受け止め、いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導、支援することが大切である。

また、いじめに関する事例を分析してみると、教師自らが間接的にいじめを生み出している場合がある。『教師の不用意な一言がいじめの発生を許容している場合』『教師の言動が結果的にいじめの発生を許容している場合』『教師の指導が徹底されず、いじめの土壌を温存させている場合』などがあることに十分留意する。

○ 学級づくり

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するために、学級づくりがとても重要であることから、以下の点について注意する。

- ① 生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - ・ 生徒の気持ちを共感的に受け止める。→「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」
 - ・ 居場所をつくる。
 - ・ 見守る。→「いつもどこかで先生は見守っている。」
 - ・ 基準を示す。→「してはならない」だけではなく、「こんなときにはこうするとよい」
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ・ 分かる楽しさを与える。→「分かった」と思えたとき、「もっと分かりたい」というエネルギーがわく。
 - ・ 自分のよさや自分との違いのよさを認める。→「自分や友達のよさを先生が気づかせてくれた」

- ③ 『ライフスキルかわぐち』の取り組み等を通して、生徒自身が様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
- ④ 生徒会活動など、いじめ問題への生徒の自主的な取組を支援する。

○ 学習指導

学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながる。学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりすることを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「生徒の主体的な活動を通して学ぶ喜びを感じさせる授業」を実践することが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善にあたる。授業改善にあたっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

○保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、いじめ対応教員や学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

○インターネットを通じておこなわれるいじめの防止

本校では、インターネット上のいじめに遭遇しないよう埼玉県警サイバー対策課『情報セキュリティ講演』等を活用し情報モラルの徹底を図る。

さらに、保護者の意識啓発につなげていくために、それらの講演会では保護者の方の参加も促している。

○早期発見

いじめは「大人の目につきにくい時間や場所」「遊びやふざけあいの延長」など、大人が気付きにくく判断しにくい状況が多いことを教職員は認識しなければならない。ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日頃から生徒との信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが大切である。併せて学校では定期的なアンケート調査やコミュニケーション週間等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- ① 「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用する。
- ② 「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。

- ③ 「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「いじめ対応のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見、対応に向けた体制、家庭、地域との連携の在り方について、学校を挙げて改善に努める。

○いじめに対する措置

いじめの発見、通報を受けた場合には、速やかに、いじめ対応教員、いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりせず、直ちに全て当該組織に報告、相談する。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。

いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

① いじめている生徒への指導（「彩の国 生徒指導ハンドブック」参照）

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

② いじめられている生徒への支援（「彩の国 生徒指導ハンドブック」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉をかけ、本人との信頼関係を築いておく。

③ 周りではやし立てる生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

④ 見て見ぬふりをする生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

⑤ 学級全体への対応

- ・『ライフスキルかわぐち』を活用し、自尊感情を育み、コミュニケーション能力を高め、互いを認め合う人間関係の醸成を図る。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。
- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。

⑥ 他校の生徒（児童生徒）が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒（児童生徒）が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

⑦ 市教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を市教育委員会へ速やかに報告する。

⑧ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の二つが満たされている場合とする。ただし、必要に応じて他の事情も勘案して判断するものとする。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

- ① 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。(8ページ以下参照)
- ② 「いじめにより重大な被害が生じた」「いじめを受けて重大事態に至った」という申出が生徒や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたる。
- ③ 重大事態が発生した場合、本校は教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。
- ④ 本校は、問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- ⑤ 上記④の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合はこの限りでない。)
- ⑥ 上記④の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。
- ⑦ 上記④の調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ⑧ 上記④の調査結果は、教育委員会を通じて市長へ報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(2) 川口市教育委員会又は本校による調査

法

第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用やその他の適切な方法により当該重大事態に係

る事実関係を明確にするための調査をおこなうものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

① 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば以下のようなケースが想定される。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

いじめの事案で被害児童生徒が学校を退学、転学した場合は、退学、転学に至るほどの精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う。児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることがないように留意する。

また、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性があるため、そのことを踏まえ調査に当たる。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、教育委員会との連携を図りながら実施する。

エ 調査を行うための組織について

教育委員会又は本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、問題対策委員会を母体とし、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、いじめ対策委員会を母体として、当該の重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。必要に応じて調査委員会の委員等の派遣協力について教育委員会と相談する。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰からおこなわれ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、教育委員会と本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

○ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒・教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査をおこなう際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導をおこない、いじめ行為を止める。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアをおこない、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をおこなう。

これらの調査をおこなうにあたっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会及び本校がより適切に連携するなどして、対応に当たる。

○ いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

カ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながらおこなうことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成27年3月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ・ 背景調査にあたり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明をおこなう。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明をおこなう。
- ・ 死亡した生徒が置かれていた状況としていじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は本校は、遺族に対して主体に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・ 詳しい調査をおこなうにあたり、教育委員会又は本校は、遺族に対して、調査の目的、目標、調査をおこなう組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ・ 調査を行う組織については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価をおこなう。
- ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ・ 本校が調査をおこなう場合は、教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、「彩の国 生徒指導ハンドブック」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

キ その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、本校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプ

プライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

法

第28条第2項

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰からおこなわれ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告もおこなう。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査から得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、教育委員会から情報提供の内容、方法、時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

イ 調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、榛松中学校基本方針にある各施策の効果を検証し、榛松中学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

令和6年度「いじめ防止のための年間計画」

川口市立榛松中学校生徒指導委員会

	第1学年	第2学年	第3学年
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の授業を通し、自分や他人を大切にしている指導を行う。 ・毎時間、授業を巡回し、各クラスの授業の様子を観察する。また、そのような機会を通し、互いの授業を参観し、自身の授業を改善する。 		
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導計画の作成と生徒指導委員会での検討、方針の決定。 		
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・自分自身に関わることとして「彩の国の道徳」を活用した指導。 ・第1回生徒対象、学校生活アンケート実施。 ・学校基本方針策定。 		
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ライフスキルかわぐち」を活用した指導。 		
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討。 ・第2回生徒対象、学校生活アンケート実施。 ・個人面談の実施。(夏休み中、三者面談の実施) 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事を通して、自己存在感、有用感を感じさせる。 		
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・自然等とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した指導。 ・「ライフスキルかわぐち」を活用した指導。 ・第3回生徒対象、学校生活アンケート実施。 		
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会によるいじめ撲滅に関する取組発表会。 ・人権教育週間における人権感覚を育む学習指導の実施。 		
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討。 ・集団、社会とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した指導。 ・第4回生徒対象、学校生活アンケート実施。 ・薬物乱用防止教室の実施。 		
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ライフスキルかわぐち」を活用した指導。 ・個人面談の実施。 		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員会において基本方針の協議。 ・「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表。 ・人間としての在り方、生き方とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した指導。 ・第5回生徒対象、学校生活アンケート実施。 ・個人面談の実施。 		
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討。(生徒指導委員会) ・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討。(いじめ防止委員会) ・企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討。(企画委員会) 		